

# ★お知らせ★

※個人申込みになるため、対象の方はHPをよくご覧になり申請してください。(詳しくは厚生労働省のHPをご覧ください。)

## 医療的ケア児者の人工呼吸器に必要な 衛生用品等の優先配布事業について

### ◎事業の概要

人工呼吸器等を利用する上で必要なアルコール綿及び精製水については新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから、需給が逼迫する中で、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者が入手しづらくなっていることを踏まえ、厚生労働省では、令和2年度第二次補正予算において、アルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅の医療的ケア児者(人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする障害児者)に優先配布することとしました。

### ◎対象者

以下の1～4のいずれにも該当すること。

1 以下のA～Dのいずれかの医療的ケアを受けている方

- A 人工呼吸器装着
- B 在宅中心静脈栄養(HPN)
- C 気管切開(Aに該当しない者)
- D 喀痰吸引(A、Cに該当しない者)

2 在宅にお住まいの方

※ 障害児入所施設、障害者支援施設、グループホームなどで生活している方は対象外です。

3 現にアルコール綿や精製水を必要数確保することに困難を感じる方

4 六十五歳未満の障害児者又は六十五歳以上で障害福祉サービスを利用している障害者の方

※申込期間は令和2年8月26日～9月9日になります。  
対象となる方は期限までにご検討ください。